

令和2年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

お知らせ・お願い

- 償却資産申告書の提出期限は **令和2年1月31日(金)** です。
期限間近は窓口が大変込み合いますので、1月24日(金)頃までの提出にご協力ください。
- 申告書は資産の所在する区ごとに作成し、新潟市市税事務所資産税課償却資産係へご提出ください。(各区役所・出張所では受付できません。)
- 申告書を郵送でご提出される方で、収受印を押した申告書の控への返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。申告書の控への返送状況等の確認につきましては、恐れ入りますが3月以降にお問い合わせください。

☆ 法律により、申告書に **個人番号(マイナンバー)** を記載していただくこととなります。また、新潟市内に住民票の登録のある方については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条の規定に基づき住民基本台帳の確認によりマイナンバーを固定資産税の賦課決定等の事務に利用いたします。

申告書提出の際、本人確認・個人番号確認等を行いますので、下記をご確認いただき必要書類をご用意くださるようお願いいたします。

☆ 法人の場合は法人番号を記載していただくのみとなりますので、下記の必要書類等は必要ありません。

本人・家族が申告書を提出する場合

<注意>①・②どちらも必要です
①本人確認 (写し可)
運転免許証、
健康保険の被保険者証 等

②番号確認
個人番号カード、通知カード 等

※郵送で申告書を提出される場合は、必要書類の写しを同封してください。(委任状は原本を同封してください。)

代理人が申告書を提出する場合

<注意>①・②・③すべて必要です
①申告者本人の個人番号の確認
申告者本人の個人番号カード又は
通知カード(写し可) 等

②代理権の確認
委任状

③代理人の身元確認
代理人の運転免許証 等
※代理人が税理士の方の場合は
税理士証票

右下の部分を取り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。
(別途切手の貼り付けが必要です。)

全区分こちらへ提出ください。

-----切り取り線-----

☆お問い合わせはこちらへ

新潟市 市税事務所 資産税課 償却資産係

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-2277 (直通)

Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 市税事務所

資産税課 償却資産係 行